

## 熊本県有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について

### 1 経緯

令和3年度の介護報酬改定等を踏まえ、国の有料老人ホームの設置運営標準指導指針が一部改正されたことに伴い、熊本県有料老人ホーム設置運営指導指針を一部改正するもの

### 2 主な改正点

- ・ 感染症対策の強化  
感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置
- ・ 業務継続に向けた取組みの強化  
感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定
- ・ 各種ハラスメント対策の強化  
適正なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメント対策の推進
- ・ 認知症介護基礎研修の実施  
介護に直接携わる職員（看護師、介護福祉士等は除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させる措置
- ・ 事故防止の担当者の明確化  
事故発生防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置 など

### 3 施行日

令和3年（2021年）7月1日

なお、特定施設入居者生活介護の基準等について、業務継続計画の策定などは、令和6年（2021年）3月31日までは努力義務とする経過措置を設けている。